

令和2年度（2020年度）第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況について（概要版）

令和2年度（2020年度）取り組みの総括

令和2年度（2020年度）は、第3次枚方市男女共同参画計画の中間年となることから見直しを行い、国内外の状況やこれまでの取り組みの成果と課題、令和元年度（2019年度）に市内の小・中・高・大学生と一般市民を対象として実施した市民意識調査の結果を踏まえ、同計画改訂版（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））策定を行った。

性の多様性の理解促進に係る取り組みとしては、当事者が職場で困っていることなどを紹介した事業者向けの啓発冊子「ありのままにじぶんらしく働く」を作成した。パートナーシップ宣誓制度については、宣誓者の手続きに係る負担軽減を図るため、都市間相互利用の協定を交野市と締結し、本市又は交野市での宣誓後にいずれかの市に転出した場合でも、引き続き宣誓書受領証を利用できることとした。DV防止対策としては、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心に、関係機関と連携し被害者支援に取り組むとともに、未然防止に向けて、若年層への啓発の一環として、市内の小中学校においてDV予防教育プログラムを実施した。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

【取り組み実績】

基本方向（1）男女共同参画への理解の促進

多くの市民に男女共同参画に関する様々な問題に気づき、理解してもらうため、講座を実施するとともに計画改訂版策定のための説明会・意見聴取を通じ啓発を行った。また、性の多様性への理解促進に向けた取り組みとして、当事者支援を行うとともに事業者向け啓発冊子を作成したほか、職員向け研修を行った。

基本方向（2）子どもの頃から男女共同参画の推進

市内の保育所（園）、学校園において、子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性と能力を発揮しながら学び、行動する姿勢を育むよう取り組んだ。

基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

4小学校において情報リテラシー講演会や新任教職員向け研修を実施した。

【課題】

- 令和元年度（2019年度）実施の市民アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、指標2①「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合が、平成26年度（2014年度）実施の市民アンケート調査（以下「前回調査」という。）より増加したものの、女性66.4%、男性57.2%といまだに根強い性別役割分担意識が見られる。固定的な性別役割分担意識の解消に向け、引き続き啓発を行う必要がある。
- アンケート調査によると、性の多様性への理解促進について世代格差が大きくなっている。ひらかた・にじいろ宣言を踏まえ、市民や事業所、教育・医療機関などに対して更なる周知・啓発を進める必要がある。
- アンケート調査における学生の回答では、指標2③④⑤「家事・育児・仕事を男女が協力して行うのがよい」という考え方に同感する人は全学年において前回調査より増加し、教育現場での取り組みの効果が認められるが、学校だけでなく、家庭を含めた幼少期からの取り組みが必要である。

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

【取り組み実績】

基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

・DV、性犯罪、セクハラ、児童虐待などの暴力防止のため市民向け講座を実施。市役所においては、ハラメント防止啓発として若年層や管理職、任期付職員を対象に研修を行った。

基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

・市立小中学校においてDV予防教育プログラムを実施したほか、市内の高校にデートDV防止ハンドブックの配布を行った。

基本方向（3）被害者支援体制の充実

・ひらかたDV相談室を中心に被害者支援を行うとともに、子どもの育ち見守りセンターと連携し、DV等により虐待を受けた子どもへの支援を行った。家庭児童相談事業では相談体制の充実を図り多くの相談者に対応した。

【課題】

- アンケート調査では、指標5②「暴力をふるわれた人にも何らかの原因がある」という暴力に対する誤った認識の人が依然として多いことから、DVに対する認識向上のため、小中学校で実施しているDV予防教育プログラムなどの予防教育の拡充も含め、啓発を進める必要がある。
- 指標9「過去1年間にDV被害を経験した人」（身体的暴力・精神的暴力を受けたことがある男性、精神的暴力・性的暴力を受けたことがある女性）が、いずれも前回調査より増加しており（目標は減少）、引き続き、ひらかたDV相談室を中心とした支援体制の強化が必要である。
- 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たたり聞いたりしたことがある」人の割合（指標12）は前回調査よりも減少しており（目標は増加）、更なる周知が必要である。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

【取り組み実績】

基本方向（1）子育てと介護への支援

・男女がともに子育てに参加し、仕事との両立を図れるよう、留守家庭児童会室、保育所等の待機児童の解消を図るとともに様々な保育サービスを実施した。

基本方向（2）就業、起業、再就業への支援

・性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業等を実施した。ひとり親家庭の親が自立可能な収入を確保できるよう、給付金制度など就業支援に取り組んだ。

基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

・市の業務委託の際は総合評価落札方式の入札を適用し、事業所への周知を図った。また、窓口などでリーフレットやチラシの配架を行った。

基本方向（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

・市民向け講演会を実施、リーフレットなどで法令等の周知・啓発を行った。庁内では職員の育児と仕事の両立を推進するため研修を実施したほか、庁内報の発行によりワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。

【課題】

- 保育所等の利用待機児童数（指標15）は2年連続で0人であるが、男女がともに働きやすい社会の環境をつくるために必要な施策の一つとして、引き続き推進が必要である。
- 就労形態の多様化に対応できるように、延長保育や一時預かりなど、今後も様々な保育サービスの充実を図る必要がある。
- ひとり親家庭の親の就業に向けた資格取得の支援を行う「ひとり親家庭自立支援給付金事業」や資格取得についての情報提供、就業相談については、引き続き更に利用に向けた働きかけが必要である。
- 市役所における育児休業を取得した男性職員数（指標18）は累計46人となり目標値（17人）を上回ったが、より一層取り組みを行い、また、市内の各事業所に対しても周知・啓発を進める必要がある。

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

【取り組み実績】

基本方向（1）生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

- ・妊娠・出産を通じて母子の健康を守るため、検診や訪問により支援を行った。また、自殺予防等に関する電話相談を実施したほか、様々なツールを使ってメンタルヘルスに関する周知・啓発に努めた。

基本方向（2）ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員による各種相談、保育所（園）入所の配慮のほか、経済的負担を軽減するための各種支援を引き続き実施した。

基本方向（3）高齢者、障害者、外国人住民等への支援

- ・障害者や高齢者に向けた情報提供や相談体制の充実、外国人住民等への市民サービス情報の提供に努めた。市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて、引き続き子どもの障害や発達への支援を行った。

基本方向（4）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

- ・女性委員比率の向上に向け、意識啓発に努めた。避難所運営における妊産婦などの災害弱者への配慮について周知を行った。学生が防災について考えるディスカッションを実施した。

【課題】

- ・乳がん・子宮頸がん検診の受診率が依然低く推移していることから（指標 21）、市民の健康保持に向け、受診率増加に向けた更なる取り組みが必要である。
- ・ヘルパー派遣などサポートを行うひとり親家庭等日常生活支援事業については、更なる利用促進とその利用ニーズに対応できるよう取り組みを進める必要がある。
- ・地域包括支援センターで高齢者に関する介護予防や虐待防止などについての相談件数は年々増加しており、相談対応の充実と更なる利用促進に向けた取り組みを引き続き行う必要がある。
- ・枚方市防災会議の女性委員比率は依然 1 割台で推移しており、向上に向けてさらに取り組んでいく必要がある。
- ・男女の視点に立った避難所運営の重要性を鑑み、避難所運営に係る、女性を含めた人材育成の取り組みが必要である。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

【取り組み実績】

基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

- ・審議会等の女性比率について構成割合の配慮を明記するなどして目標達成に努めた。市役所の採用試験申込者の女性割合向上について、やりがいを持って働くことのできる職場であることを発信した。

基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開

- ・男女共同参画推進本部委員、幹事、担当者を対象に研修を実施した。男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況の報告を通じて、各課の事務事業について男女共同参画の視点から点検を行った。

基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化

- ・DV 被害者支援や男女共同参画施策の推進に向け、近隣自治体や関係機関等との連携を図った。

基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

- ・男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度について HP 等で周知を図った。

【課題】

- ・女性委員が 35%以上である審議会等の割合（指標 28）は目標 100%に対して依然として 50%台であり目標を下回っている。推薦時の資格要件見直しなど、引き続き性別のバランスが偏らないよう女性委員の参画を促進するための具体的な取り組みが必要である。
- ・管理職に占める女性職員比率の向上については、管理職希望者の比率向上と合わせた取り組みを継続する。また、民間事業者への啓発などにも取り組む必要がある。
- ・市の申請書や証明書などについては、不必要な性別記入欄を設けることがないよう引き続き全課に対する周知と確認作業の徹底を図る。

令和2年度（2020年度）進捗状況に係る審議会での主な意見

- ・ホームページについては、もっと男女共同参画についての情報が得られるようなページになるよう工夫してほしい。また、インターネットも活用してほしい。
- ・DVについての認識やひらかた DV 相談室の認知度など、基本目標2の推進状況を把握するための指標の数値が全体的によくはない。工夫してしっかり取り組んでほしい。
- ・中学生ではDV予防教育プログラムの成果が出ていると考える。もっと多くの市内の小中学生にDV予防教育プログラムを受けてほしい。子どもの頃から「どんな理由があっても暴力はいけなことだ」と思えるような取り組みを積極的に進めてほしい。
- ・ハラスメント防止への取組があまり進んでいない団体もあり、市から積極的に助言、情報提供をしてほしい。
- ・男性の育児休業の取得、女性活躍推進に係る事業所への周知、働きかけは、大阪府、北大阪商工会議所等と協力して進めてほしい。
- ・市の防災会議の女性比率が 10%にとどまっている。災害はいつ来るかわかわからず、事前に体制をしておくことが重要である。
- ・指標 28、施策番号 133 の審議会等の女性委員比率については、女性委員比率が高い先進的な他市町村の方法を参考にして取り組みを進めてほしい。